種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書(案)

平成29年4月14日の参議院本会議において、主要農作物種子法(以下「種子法」という。)の廃止法案が可決成立し、本年3月末をもって種子法は廃止されます。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした法律であり、同法の下で、稲、麦類及び大豆の主要農作物の種子の維持・開発のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者にはおいしい米などが安定的に供給されてきました。

廃止法案の可決に当たっては、参議院で付帯決議がなされ、関係法令の運用による主要農作物の優良な種子の流通確保、都道府県での種子の生産及び普及の取組のための財源確保、種子独占の弊害の防止など、予算措置や人員の確保等、万全な対策が求められています。

しかしながら、種子法が廃止されることにより、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などへの影響を危惧する声もあります。

ついては、種子法の廃止に当たり、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 種子法を根拠として実施してきた取組が後退することのないよう、引き続き 予算措置や人員等の確保を行うこと。

平成30年3月20日

長 野 県 知 事 宛

長野市議会議長 小 林 治 晴